

変更後	変更前
<p>確定給付企業年金に関する数理実務基準</p>	<p>確定給付企業年金に関する数理実務基準</p>
<p>制定 2002年 8月26日 全文改定 2017年12月20日 改定 2019年 7月22日 改定 2020年 6月22日 <u>改定 2021年 9月17日</u></p>	<p>制定 2002年 8月26日 全文改定 2017年12月20日 改定 2019年 7月22日 改定 2020年 6月22日</p>
<p>公益社団法人 日本年金数理人会</p>	<p>公益社団法人 日本年金数理人会</p>
<p>本実務基準は、確定給付企業年金を実施する、又は、実施しようとする事業主（基金を設立して実施する場合にあつては基金。以下「事業主等」という。）からの依頼により、確定給付企業年金法の下で適正な年金数理に基づくべき次のいずれかの業務（以下「本専門業務」という。）を行う場合に、公益社団法人日本年金数理人会（以下「本会」という。）の会員が遵守すべきものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主等が行う確定給付企業年金法第96条第1項に定める給付の設計、掛金の額の計算及び決算にかかる数理計算業務 ・確定給付企業年金法第97条第1項に定める確認及び<u>記名</u> 	<p>本実務基準は、確定給付企業年金を実施する、又は、実施しようとする事業主（基金を設立して実施する場合にあつては基金。以下「事業主等」という。）からの依頼により、確定給付企業年金法の下で適正な年金数理に基づくべき次のいずれかの業務（以下「本専門業務」という。）を行う場合に、公益社団法人日本年金数理人会（以下「本会」という。）の会員が遵守すべきものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主等が行う確定給付企業年金法第96条第1項に定める給付の設計、掛金の額の計算及び決算にかかる数理計算業務 ・確定給付企業年金法第97条第1項に定める確認及び<u>署名押印</u>
<p>本実務基準が前提とする確定給付企業年金法、並びに、関連する政令、省令、告示、及び、通知（以下「確定給付企業年金法令等」という。）は次の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇確定給付企業年金法（平成13年6月15日法律第50号、最終改正：<u>令和3年5月19日法律第37号</u>） ◇確定給付企業年金法施行令（平成13年12月21日政令第424号、最終改正：<u>令和2年9月16日政令第292号</u>） ◇確定給付企業年金法施行規則（平成14年3月5日厚生労働省令第22号、最終改正：<u>令和2年12月28日厚生労働省令第211号</u>） ◇確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率（平成14年3月5日厚生労働省告示第58号、その後の改正を含む。） ◇確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率（平成15年3月18日厚生労働省告示第99号、その後の改正を含む。） ◇確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法（平成28年12月14日厚生労働省告示第412号、最終改正：<u>令和元年12月27日厚生労働省告示第211号</u>） ◇確定給付企業年金制度について（平成14年3月29日年発第0329008号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正：<u>令和2年9月30日年発0930第30号</u> 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知） 	<p>本実務基準が前提とする確定給付企業年金法、並びに、関連する政令、省令、告示、及び、通知（以下「確定給付企業年金法令等」という。）は次の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇確定給付企業年金法（平成13年6月15日法律第50号、最終改正：<u>平成28年6月3日法律第66号</u>） ◇確定給付企業年金法施行令（平成13年12月21日政令第424号、最終改正：<u>平成28年12月14日政令第375号</u>） ◇確定給付企業年金法施行規則（平成14年3月5日厚生労働省令第22号、最終改正：<u>平成30年6月22日厚生労働省令第77号</u>） ◇確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率（平成14年3月5日厚生労働省告示第58号、その後の改正を含む。） ◇確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率（平成15年3月18日厚生労働省告示第99号、その後の改正を含む。） ◇確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法（平成28年12月14日厚生労働省告示第412号、最終改正：<u>令和元年12月27日厚生労働省告示第211号</u>） ◇確定給付企業年金制度について（平成14年3月29日年発第0329008号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正：<u>平成31年3月29日年発0329第2号</u> 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知）

◇確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長・運用指導課長通知、最終改正：[令和3年7月15日年企発0715第1号](#) 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長通知)

◇確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて（平成20年9月11日年発第0911001号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正：令和元年12月27日年発1227第3号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知)

(略)

13. 報告

(略)

②本専門業務のうち、確定給付企業年金法第97条第1項に定める確認及び[記名](#)

会員（確定給付企業年金法施行規則第116条の2第2項に定める「年金数理人名簿」に搭載されている者に限る。）は、確定給付企業年金法第97条第1項に定める「厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類であって厚生労働省令で定めるもの」（以下、「厚生労働大臣に提出する書類」という。）が適正な年金数理に基づいて作成されていることを確認した場合、その旨を記載し、[記名](#)した確認書により報告する。会員は、適正な年金数理に基づいていると判断されない場合には、厚生労働大臣に提出する書類に、適正な年金数理に基づいていると判断されない箇所を明記することなくして、[記名](#)してはならない。

以上

◇確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長・運用指導課長通知、最終改正：[令和元年12月27日年企発1227第1号](#) 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長通知)

◇確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて（平成20年9月11日年発第0911001号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正：令和元年12月27日年発1227第3号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知)

(略)

13. 報告

(略)

②本専門業務のうち、確定給付企業年金法第97条第1項に定める確認及び[署名押印](#)

会員（確定給付企業年金法施行規則第116条の2第2項に定める「年金数理人名簿」に搭載されている者に限る。）は、確定給付企業年金法第97条第1項に定める「厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類であって厚生労働省令で定めるもの」（以下、「厚生労働大臣に提出する書類」という。）が適正な年金数理に基づいて作成されていることを確認した場合、その旨を記載し、[署名押印](#)した確認書により報告する。会員は、適正な年金数理に基づいていると判断されない場合には、厚生労働大臣に提出する書類に、適正な年金数理に基づいていると判断されない箇所を明記することなくして、[署名押印](#)してはならない。

以上

変更後	変更前
<p>確定給付企業年金に関する数理実務ガイドンス</p>	<p>確定給付企業年金に関する数理実務ガイドンス</p>
<p>制定 2002年 8月26日 全文改定 2017年12月20日 改定 2018年 2月21日 改定 2018年12月21日 改定 2019年 3月25日 改定 2019年 7月22日 改定 2020年 6月22日 <u>改定 2021年 9月17日</u></p>	<p>制定 2002年 8月26日 全文改定 2017年12月20日 改定 2018年 2月21日 改定 2018年12月21日 改定 2019年 3月25日 改定 2019年 7月22日 改定 2020年 6月22日</p>
<p>公益社団法人 日本年金数理人会</p>	<p>公益社団法人 日本年金数理人会</p>
<p>本ガイドンスは、確定給付企業年金を実施する、又は、実施しようとする事業主（基金を設立して実施する場合にあっては基金。以下「事業主等」という。）からの依頼により、確定給付企業年金法の下で適正な年金数理に基づくべき次のいずれかの業務（以下「本専門業務」という。）を行う場合に、参考になる数理的な実務を説明する教育的資料である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主等が行う確定給付企業年金法第96条第1項に定める給付の設計、掛金の額の計算及び決算にかかる数理計算業務 ・確定給付企業年金法第97条第1項に定める確認及び<u>記名</u> <p>公益社団法人日本年金数理人会（以下「本会」という。）は、確定給付企業年金法、並びに、関連する政令、省令、告示、及び、通知（以下「確定給付企業年金法令等」という。）、並びに、本ガイドンスに則って、合理的な判断に基づいて本専門業務を行って得られる情報は、確定給付企業年金における適正な年金数理に基づいていると考える。</p> <p>本ガイドンスの理解は、「確定給付企業年金に関する数理実務基準」において、本会の会員が、本専門業務を行うにあたって有すべき専門能力に含まれるとされている。</p> <p>本ガイドンスが前提とする確定給付企業年金法令等は次の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇確定給付企業年金法（平成13年6月15日法律第50号、最終改正：<u>令和3年5月19日法律第37号</u>） ◇確定給付企業年金法施行令（平成13年12月21日政令第424号、最終改正：<u>令和2年9月16日政令第292号</u>） ◇確定給付企業年金法施行規則（平成14年3月5日厚生労働省令第22号、最終改正：<u>令和2年12月28日厚生労働省令第211号</u>） 	<p>本ガイドンスは、確定給付企業年金を実施する、又は、実施しようとする事業主（基金を設立して実施する場合にあっては基金。以下「事業主等」という。）からの依頼により、確定給付企業年金法の下で適正な年金数理に基づくべき次のいずれかの業務（以下「本専門業務」という。）を行う場合に、参考になる数理的な実務を説明する教育的資料である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主等が行う確定給付企業年金法第96条第1項に定める給付の設計、掛金の額の計算及び決算にかかる数理計算業務 ・確定給付企業年金法第97条第1項に定める確認及び<u>署名押印</u> <p>公益社団法人日本年金数理人会（以下「本会」という。）は、確定給付企業年金法、並びに、関連する政令、省令、告示、及び、通知（以下「確定給付企業年金法令等」という。）、並びに、本ガイドンスに則って、合理的な判断に基づいて本専門業務を行って得られる情報は、確定給付企業年金における適正な年金数理に基づいていると考える。</p> <p>本ガイドンスの理解は、「確定給付企業年金に関する数理実務基準」において、本会の会員が、本専門業務を行うにあたって有すべき専門能力に含まれるとされている。</p> <p>本ガイドンスが前提とする確定給付企業年金法令等は次の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇確定給付企業年金法（平成13年6月15日法律第50号、最終改正：<u>平成28年6月3日法律第66号</u>） ◇確定給付企業年金法施行令（平成13年12月21日政令第424号、最終改正：<u>平成28年12月14日政令第375号</u>） ◇確定給付企業年金法施行規則（平成14年3月5日厚生労働省令第22号、最終改正：<u>平成30年6月22日厚生労働省令第77号</u>）

変更後	変更前
<p>◇確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率（平成14年3月5日厚生労働省告示第58号、その後の改正を含む。）</p> <p>◇確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率（平成15年3月18日厚生労働省告示第99号、その後の改正を含む。）</p> <p>◇確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法（平成28年12月14日厚生労働省告示第412号、最終改正：令和元年12月27日厚生労働省告示第211号）</p> <p>◇確定給付企業年金制度について（平成14年3月29日年発第0329008号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正：令和2年9月30日年発0930第30号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知)</p> <p>◇確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長・運用指導課長通知、最終改正：令和3年7月15日年企発0715第1号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長通知)</p> <p>◇確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて（平成20年9月11日年発第0911001号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正：令和元年12月27日年発1227第3号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知)</p> <p>(略)</p>	<p>◇確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率（平成14年3月5日厚生労働省告示第58号、その後の改正を含む。）</p> <p>◇確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率（平成15年3月18日厚生労働省告示第99号、その後の改正を含む。）</p> <p>◇確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法（平成28年12月14日厚生労働省告示第412号、最終改正：令和元年12月27日厚生労働省告示第211号）</p> <p>◇確定給付企業年金制度について（平成14年3月29日年発第0329008号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正：平成31年3月29日年発0329第2号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知)</p> <p>◇確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長・運用指導課長通知、最終改正：令和元年12月27日年企発1227第1号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長通知)</p> <p>◇確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて（平成20年9月11日年発第0911001号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正：令和元年12月27日年発1227第3号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知)</p> <p>(略)</p>

補足事項 財政悪化リスク相当額

リスク分担型企業年金以外の確定給付企業年金

変更後	変更前
<p>(略)</p> <p>3. 特別算定方法の内容又は特別算定方法を継続使用することの不適当性の判断について</p> <p>(略)</p> <p>・財政計算・財政検証ともに、現在の特別算定方法が不適当である旨の所見を年金数理人が付した場合には、事業主等は法令に則って方法を見直す必要がある。年金数理人には修正された方法を用いて計算した書類に記名することが求められる。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>3. 特別算定方法の内容又は特別算定方法を継続使用することの不適当性の判断について</p> <p>(略)</p> <p>・財政計算・財政検証ともに、現在の特別算定方法が不適当である旨の所見を年金数理人が付した場合には、事業主等は法令に則って方法を見直す必要がある。年金数理人には修正された方法を用いて計算した書類に署名することが求められる。</p> <p>(略)</p>

以上